

令和4年度第3回四街道市国民健康保険運営協議会 次第

日 時 令和5年2月21日（火）

午後2時30分～

場 所 四街道市役所

障害者支援課2階会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 健康こども部長挨拶

4. 諮問

5. 議題

(1) 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について（諮問事項）

【資料1、資料2-1、2-2】

(2) 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について（諮問事項）

【資料1、資料3-1～資料3-3】

(3) 令和5年度四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要について【資料4】

(4) 令和5年度四街道市国民健康保険事業計画（案）及び四街道市国民健康保険事項別
実施計画（案）について 【資料5-1、5-2】

(5) 報告事項

・データヘルス計画及び特定健診実施計画の策定について【資料6】

・千葉県内市町村の税率改定の状況について 【資料7-1、7-2】

6. その他

7. 閉会



国 第 3 8 5 号

令和5年2月21日

四街道市国民健康保険運営協議会

会長 塚本 勝邦 様

四街道市長 鈴木 陽 介



四街道市国民健康保険運営協議会への諮問事項について（諮問）

四街道市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、下記の事項について諮問
します。

記

- 1 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 2 四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則について

出産育児一時金に係る条例及び規則の改正について

条例・規則改正の経緯

出産育児一時金については、「出産育児一時金等の支給額の引上げに伴う関係政令等の改正内容について」(令和4年12月26日厚生労働省保険局国民健康保険課発出事務連絡)で、出産育児一時金の額を令和5年4月から全国一律で50万円に見直すことが示されました。

本市においても、国民健康保険条例及び国民健康保険条例施行規則を、今回の見直しに対応するため、改正を行います。

制度改正の内容

改正後の出産育児一時金50万円の内訳は、出産育児一時金「488,000円」と産科医療補償制度の対象となる出産に対する加算額「12,000円」となります。

① 国民健康保険条例

第6条第1項に規定する出産育児一時金の金額「420,000円」を「488,000円」に変更し、産科医療補償制度の対象となる出産に対しては支給額を加算することと当該加算する金額を施行規則において定める旨のただし書きを加えます(資料2-1)。

② 国民健康保険条例施行規則

産科医療補償制度の対象となる出産に対して、条例に定める出産育児一時金の金額に「12,000円を加算する」旨の規定を加えます。

過去の支給実績

年度	件数(件)	金額(円)
令和2年度	81件	33,537,001円
令和3年度	54件	22,185,738円
令和4年度	34件	14,640,842円

※令和4年度は12月末現在

四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「420,000 円」を「488,000 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 30,000 円を上限として加算するものとする。」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>420,000円</u>を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

四街道市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

四街道市国民健康保険条例施行規則（昭和 53 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 23 条の 2 とし、第 22 条の 5 の次に次の 1 条を加える

（出産育児一時金の加算）

第 23 条 条例第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、12,000 円を加算する。

様式第 8 号中「第 23 条」を「第 23 条の 2」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

四街道市国民健康保険条例施行規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>○四街道市国民健康保険条例施行規則</p> <p>昭和53年10月 2 日 規則第 9 号</p> <p>(出産育児一時金の加算)</p> <p><u>第23条 条例第 6 条第 1 項に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令 (大正 1 5 年勅令第 2 4 3 号) 第 3 6 条ただし書に規定する出産であると認められるときは、1 2, 0 0 0 円を加算する。</u></p> <p>(出産育児一時金の支給申請)</p> <p><u>第23条の2</u> 条例第 6 条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。</p> <p>(昭61規則12・全改、平元規則18・旧第19条繰下、平 6 規則34・一部改正)</p>	<p>○四街道市国民健康保険条例施行規則</p> <p>昭和53年10月 2 日 規則第 9 号</p> <p>(出産育児一時金の支給申請)</p> <p><u>第23条</u> 条例第 6 条の規定により出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書 (様式第 8 号) を市長に提出しなければならない。</p> <p>(昭61規則12・全改、平元規則18・旧第19条繰下、平 6 規則34・一部改正)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第8号 (第23条)

(現行)

出産育児一時金支給申請書

被 保 険 者 証 記 号 番 号			受 付	
分娩し た者	氏 名			世 帯 主 と 続 柄
	生年月日	年 月 日		
	個人番号			
分娩の年月日	年 月 日		分 娩 の 種 類	生 産 ※死産(妊娠 週)
生まれた子の 氏 名		男 ・ 女	世 帯 主 と 続 柄	
産院等の所在地 及 び 名 称				
<p>四街道市国民健康保険条例施行規則第23条の規定により上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 :</p> <p style="text-align: right;">TEL</p> <p>四街道市長 様</p>				
備 考				

※ 死産の場合 他市町村で届け出をしたときは、死産の事実を証明できるものを添付すること。

(改正案)

様式第8号(第23条の2)

出産育児一時金支給申請書

被保険者証 記号番号			受付	
分娩した者	氏名		世帯主 との 続柄	
	生年月日	年 月 日		
	個人番号			
分娩の年月日	年 月 日	分娩の 種類	生産 ※死産(妊娠 週)	
生まれた子の 氏名		男・ 女	世帯主 との 続柄	
産院等の所在地 及び名称				
四街道市国民健康保険条例施行規則第23条の2の規定により上記のとおり申請します。				
年 月 日				
氏名:				
TEL				
四街道市長 様				
備考				

※ 死産の場合 他市町村で届け出をしたときは、死産の事実を証明できるものを添付すること。

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(単位：千円)

歳入	令和4年度	令和5年度	対前年度比	
			増減	(%)
1 国民健康保険税	1,925,604	1,849,812	△ 75,792	△ 3.9
一般被保険者	1,924,181	1,848,825	△ 75,356	△ 3.9
退職被保険者等	1,423	987	△ 436	△ 30.6
2 国庫支出金	1	1	0	0.0
3 県支出金	6,021,693	6,061,124	39,431	0.7
4 繰入金	510,539	673,198	162,659	31.9
一般会計繰入金	510,439	515,809	5,370	1.1
法定				
保険基盤安定(保険税軽減分)	230,675	239,227	8,552	3.7
保険基盤安定(保険者支援分)	132,575	134,151	1,576	1.2
未就学児均等割繰入金	6,111	6,475	364	6.0
職員給与費等	53,854	51,552	△ 2,302	△ 4.3
出産育児一時金等	22,400	21,000	△ 1,400	△ 6.3
国保財政安定化支援	26,722	25,636	△ 1,086	△ 4.1
法定外				
その他	38,102	37,768	△ 334	△ 0.9
基金繰入金	100	157,389	157,289	157,289.0
5 繰越金	1	1	0	0.0
6 諸収入	39,062	50,064	11,002	28.2
合 計	8,496,900	8,634,200	137,300	1.6

(単位：千円)

歳出	令和4年度	令和5年度	当初予算	
			増減	(%)
1 総務費	55,136	53,614	△ 1,522	△ 2.8
2 保険給付費	5,947,972	5,980,529	32,557	0.5
3 国民健康保険事業費納付金	2,363,616	2,468,975	105,359	4.5
4 共同事業拠出金	5	2	△ 3	△ 60.0
5 保健事業費	114,759	116,668	1,909	1.7
6 基金積立金	0	0	0	-
7 公債費	1	1	0	0.0
8 諸支出金	12,411	11,411	△ 1,000	△ 8.1
9 予備費	3,000	3,000	0	0.0
合 計	8,496,900	8,634,200	137,300	1.6

被保険者数推移

(単位：世帯・人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末)	令和5年度 (見込み)
世帯数	12,989	12,820	12,452	12,023	11,937
一般被保険者数	20,469	19,907	19,050	18,204	17,729
退職被保険者数	1	0	0	0	0
合 計	20,470	19,907	19,050	18,204	17,729

国保税徴収率推移

(単位：%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (12月末)	令和5年度 (見込み)
現年課税分	89.7	90.7	91.4	67.3	90.8
滞納繰越分	18.4	19.7	19.7	16.5	20.0
合 計	66.5	66.5	69.8	52.5	70.0

国民健康保険事業財政調整基金の状況

(単位：千円)

	令和3年度末	令和3年度決算 余剰金積立額	令和4年度取 崩額(予定)	令和4年度末 (予定)
国民健康保険事業財政調整基金	115,388	131,528	100	246,817

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項目		概要	令和4年度	令和5年度	比較
国民健康保険税	一般被保険者	国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分からなります。 令和5年度も新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、税率・税額を変更せず、本算定時の調定額減少割合を前年度比3.0%、現年度課税分の収納率を90.8%と見込み算定しております。	1,924,181	1,848,825	△ 75,356
	退職被保険者等	過年度の国民健康保険税です。なお、退職被保険者分に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度予算から現年度分の予算計上はありません。	1,423	987	△ 436
	小計		1,925,604	1,849,812	△ 75,792
国庫支出金		災害等に伴う国民健康保険税の減免及び療養の給付に係る一部負担金の免除の特例措置に対する補助金です。现阶段では補助金の対象となるものはありませんが、補助金の対象となる事例に対応するため予算計上しております。	1	1	0
県支出金	保険給付費等交付金（普通交付金）	普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて都道府県が費用の全額を国費や市町村からの事業費納付金などを財源とする交付金です。	5,907,672	5,941,429	33,757
	保険給付費等交付金（特別交付金）	保険者努力支援制度交付金として交付されており、保険者（市）における医療費適正化や、医療保険加入者の予防・健康づくりの推進などの保健事業等に対する取り組み状況の評価により交付されるものです。	40,249	41,642	1,393
	特別調整交付金（市町村分）	特別な事情による財政負担の増加等に対して交付されるものです。	9,317	10,758	1,441
	都道府県繰入金	都道府県内の市町村の特殊な事情に応じた調整のために活用される繰入金で、「医療費適正化に関する事業」、「保険料（税）適正賦課および収納率に関する事業」等県が指定する事業項目の取り組みを評価して交付されるものです。	42,673	46,831	4,158
	特定健康診査等負担金	特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る経費のうち国・県がそれぞれ1/3相当額を負担するもので、県から国負担分を合わせた2/3相当額を交付されるものです。	21,782	20,464	△ 1,318
	小計		6,021,693	6,061,124	39,431
繰入金	保険基盤安定（保険税軽減分）	低所得者に対する保険税軽減相当額を、公費で補てんする（負担割合：都道府県3/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	230,675	239,227	8,552
	保険基盤安定（保険者支援分）	保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を公費で補てんすることにより、低所得者を多く抱える市町村を支援する（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）一般会計からの繰入金です。	132,575	134,151	1,576
	未就学児均等割	令和4年度より導入された未就学児均等割の5割軽減制度に要する経費に係る繰入金です。	6,111	6,475	364
	職員給与費等	電算処理に要する経費および保険証などの郵送料等、国民健康保険事業における事務費に係る繰入金です。	53,854	51,552	△ 2,302
	出産育児一時金等	国の地方財政計画において、一般会計から出産育児一時金の3分の2に相当する額を繰り入れる制度となっています。	22,400	21,000	△ 1,400

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳入)

(単位：千円)

項目	概要	令和4年度	令和5年度	比較
繰入金	国保財政安定化支援	26,722	25,636	△ 1,086
	その他	38,102	37,768	△ 334
	財政調整基金繰入金	100	157,389	157,289
	小計	510,539	673,198	162,659
前年度繰越金	前年度からの繰越金です。前年度の余剰金が確定していないため、最低限の予算としています。	1	1	0
諸収入	一般被保険者延滞金	10,505	17,000	6,495
	退職被保険者等延滞金	10	10	0
	一般被保険者加算金	1	1	0
	退職被保険者等加算金	1	1	0
	預金利子	1	1	0
	健康診査受託料	25,438	29,943	4,505
	一般被保険者第三者納付金	2,000	2,000	0
	退職被保険者等第三者納付金	1	1	0
	一般被保険者返納金	1,000	1,000	0
	退職被保険者等返納金	1	1	0
	雑入	104	106	2
小計	39,062	50,064	11,002	
歳入合計	8,496,900	8,634,200	137,300	

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	令和4年度	令和5年度	比較
総務費	内部管理事業	国民健康保険事業の運営に係る事務的経費で、被保険者証等の発送、資格・給付を管理するための電算処理事務やレセプト点検、海外療養費再翻訳等の委託を行います。	30,056	29,165	△ 891
	連合会負担金事業	国民健康保険事務を円滑に実施するため、千葉県国民健康保険団体連合会の運営費として均等割負担金と事務費割負担金を支出するものです。	2,658	2,550	△ 108
	国保税賦課徴収事業	国民健康保険税を適正に賦課徴収するための電算処理業務や各種通知、収納状況等を管理するための電算処理業務及び収納業務を行います。	22,178	21,537	△ 641
	国保運営協議会事業	国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、医療や被保険者等の代表で組織した国保運営協議会を開催します。 ・開催予定回数 4回	244	362	118
	小計			55,136	53,614
保険給付費	一般被保険者療養給付費事業	一般被保険者が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	5,123,100	5,147,943	24,843
	退職被保険者等療養給付費事業	退職被保険者等が保険医療機関で診療を受けた際の保険給付割合の額を保険給付費として支出します。	100	100	0
	一般被保険者療養費事業	一般被保険者が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	41,900	40,911	△ 989
	退職被保険者等療養費事業	退職被保険者等が療養に要した費用を一時支払いした際、その費用の保険給付割合の額を療養費として支出します。	10	10	0
	審査支払手数料事業	診療報酬明細書等の審査に要する手数料を支出します。	13,000	12,835	△ 165
	一般被保険者高額療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	728,300	738,650	10,350
	退職被保険者等高額療養費事業	退職被保険者等の医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支出します。	10	10	0
	一般被保険者高額介護合算療養費事業	一般被保険者の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	800	701	△ 99
	退職被保険者等高額介護合算療養費事業	退職被保険者等の医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額が一定金額を超えた場合、超えた額を高額介護合算療養費として支出します。	1	1	0
	一般被保険者移送費事業	一般被保険者が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	450	267	△ 183
	退職被保険者等移送費事業	退職被保険者等が入院・転院などによって移送費を負担した場合、必要と認める額を支給します。	1	1	0

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	令和4年度	令和5年度	比較
保険給付費	出産育児一時金事業	被保険者の出産に対し、出産育児一時金50万円を支給します。 ・支給予定件数 75件	33,600	31,500	△ 2,100
	葬祭費支給事業	被保険者の死亡により葬祭を行った者に、葬祭費5万円を支給します。 ・支給予定件数 130件	6,500	6,500	0
	傷病手当金支給事業	国民健康保険被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、もしくは発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）、傷病手当金を支給します。	200	1,100	900
	小計		5,947,972	5,980,529	32,557
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者医療給付費分として支出します。	1,543,302	1,588,006	44,704
	退職被保険者等医療給付費分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等医療給付費分として支出します。	1,171	614	△ 557
	一般被保険者後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、一般被保険者後期高齢者支援金等分として支出します。	584,304	656,208	71,904
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、退職被保険者等後期高齢者支援金等分ですが、退職被保険者等に該当する被保険者がおりませんので、令和3年度以降計上はありません。	0	0	0
	介護納付金分国民健康保険事業費納付金事業	千葉県が負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金事業等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てる納付金のうち、介護納付金分として支出します。	234,839	224,147	△ 10,692
	小計		2,363,616	2,468,975	105,359
共同事業拠出金	その他共同事業	退職者医療制度への加入対象者を把握する資料として、年金受給者一覧表の作成費用を支出します。	5	2	△ 3
	小計		5	2	△ 3

令和5年度 四街道市国民健康保険特別会計予算（案）の概要

(歳出)

(単位：千円)

	事業名	概要	令和4年度	令和5年度	比較
保健事業費	保健事業費一般事業	医療費の適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用差額通知や医療費通知、被保険者の疾病の早期発見に役立つための人間ドック受検費用の助成、糖尿病性腎症重症化予防事業を行います。 ・人間ドック助成予定件数 上限2万5千円×950件 ・医療費通知送付予定件数 17,500通×2回 ・ジェネリック医薬品利用差額通知送付予定件数 650通×2回 ・糖尿病性腎症重症化予防指導対象者 10人	33,162	32,444	△ 718
	特定健康診査等事業	40歳以上の被保険者に対し、メタボリックシンドローム等生活習慣病を中心とした疾病予防を目的とする特定健康診査・保健指導を行います。 ・集団健診受診予定者数 22日間 5,100人 ・個別健診受診予定者数 4～12月 2,800人	81,597	84,224	2,627
	小計		114,759	116,668	1,909
公債費	公債費	国民健康保険特別会計の歳計現金に不足が生じた場合に運用する一時借入金利子の償還金です。	1	1	0
	小計		1	1	0
諸支出金	一般被保険者保険税還付金	過年度に賦課し納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	11,000	10,000	△ 1,000
	退職被保険者等保険税還付金	過年度に賦課し納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税を還付します。	200	200	0
	償還金	前年度の国庫支出金等に超過交付額が生じた場合に、その額を返還します。	1,000	1,000	0
	一般被保険者保険税還付加算金	納税された一般被保険者保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	200	200	0
	退職被保険者等保険税還付加算金	納税された退職被保険者等保険税のうち、過誤納となった保険税の還付金に係る加算金です。	10	10	0
	延滞金	千葉県国民健康保険団体連合会等に対し、支払が遅れた場合に支払います。	1	1	0
	小計		12,411	11,411	△ 1,000
予備費	予備費		3,000	3,000	0
	小計		3,000	3,000	0
歳出合計			8,496,900	8,634,200	137,300

令和5年度 四街道市国民健康保険事業計画(案)

1. 基本方針

国民健康保険事業は、国民皆保険制度の基盤として市民の医療受診機会の確保及び健康の保持増進に大きく寄与し、市民生活を支える重要な役割を担っています。

当市の状況として、後期高齢者医療保険制度への移行などによる被保険者数の減少に伴い、保険税収入の増収が見込めない一方、被保険者の高齢化と医療技術の高度化により、一人当たり医療給付費の増加が続いています。このような背景のもと、広域化により国保財政の責任主体となった千葉県から令和5年度の事業費納付金と標準保険料(税)率が示されましたが、新型コロナウイルス感染拡大による影響と財政調整基金の残高状況などを鑑み、令和5年度の保険税率については、県の示した標準保険料(税)率に沿う形ではなく、据置きとしました。

事業運営において、重要な役割を担う徴収分野では、令和4年度より口座振替による国民健康保険税の納付を原則化し、また、過年度分の国民健康保険税の徴収業務を、総務部収税課に移管して業務の効率化を図りましたが、引き続き緊密な連携による徴収強化を実施することで、収納率向上を図ります。

保健事業では特定健康診査の受診勧奨や特定保健指導を推進するとともに、関係機関と連携の下、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施し、将来の医療給付の減少に努めます。また、ジェネリック医薬品利用差額通知を実施するなど被保険者自らに医療費負担節減に対する関心を高めてもらうことによって、医療費の適正化を図っていきます。

2. 主な事業

- (1) 適用適正化対策事業の推進
- (2) 国保税収納率向上対策事業の推進
- (3) 医療費適正化対策事業の推進
- (4) 保健事業の推進
- (5) 普及啓発事業の推進
- (6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

3. 具体的な対応策

(1) 適用適正化対策事業の推進

① 被保険者資格の適正化〈毎月〉

社会保険に加入している可能性がある被保険者に対し、届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。

② 居所不明被保険者の実態調査〈3月〉

各種郵送物が送致不能となった者(居所不明者)を把握した場合、住民基本

台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。

③ 適用適正化月間における集中調査の実施〈11月〉

滞り世帯等^{*}の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。

^{*}… 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯

(2) 国保税収納率向上対策事業の推進

① 収納体制の整備〈通年〉

国保税過年度分の徴収業務について、総務部収税課と緊密に連携して、徴収業務の効率化を図る。

② 短期被保険者証、資格証明書の交付〈通年〉

滞り者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。

② 口座振替の原則化〈通年〉

納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。また、ペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替利用者の増加を図る。

(3) 医療費適正化対策事業の推進

① レセプト点検の充実〈毎月〉

医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。

② 医療費通知〈1月、3月〉

医療費の内訳を被保険者に通知する。

③ ジェネリック医薬品利用の促進〈8月、2月〉

ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。

④ 第三者行為による給付に対する求償〈7月、11月、3月〉

交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。

また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。

(4) 保健事業の推進

① 特定健康診査・特定保健指導の推進〈通年〉

平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査

等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。

② 短期人間ドック受検費用の助成〈通年〉

生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。

③ 保健指導事業の推進〈通年〉

健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。

④ 次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定【新規】

令和5年度をもって第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画が終期を迎えるため、令和6年～11年を計画期間とする次期計画を策定する。

(5) 普及啓発事業の推進〈通年〉【新規】

市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、疾病予防などについての周知を行う。

また、令和4年度に国保年金課窓口に設置したデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。

(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討

千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。

令和5年度

四街道市国民健康保険事項別実施計画（案）

事項別実施計画

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(1) 適用適正化対策事業 の推進					
① 被保険者資格の適正 化	社会保険に加入している可能性がある被保険者等に対し、資格喪失の届出勧奨及び職権による資格喪失処理を行う。	継続	国民年金第1号・3号被保険者資格喪失者一覧表を活用し、国民健康保険の資格喪失届を行っていない者に対して、届出勧奨を行う。勧奨通知を送付した結果、1か月以上資格喪失届の提出がない場合は職権による資格喪失処理を行う。	毎月	
② 居所不明被保険者の 実態調査	各種郵送物が送致不能となった者（居所不明者）を把握した場合、住民基本台帳担当課と連携し、住民登録や被保険者資格の適正化を図る。	継続	保険税納付書や被保険者証の送致不能者を把握した場合、住民基本台帳担当課とその情報を共有し、住民登録の職権削除に繋げ、職権による被保険者資格の削除等を講じる。	随時	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
③ 適用適正化月間における集中調査の実施	<p>擬制世帯等*の被保険者について、社会保険に加入できる可能性があることなどを記載した調査票を送付するなどし、被用者保険の被扶養者への移行を促す。</p> <p>*... 国民健康保険被保険者の属する世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者でない世帯</p>	継続	左に同じ	11月	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(2) 国保税収納率向上対策事業の推進					
① 収納体制の整備	過年度分国保税の徴収業務について、総務部収税課と緊密に連携して、徴収業務の効率化を図る。	継続	令和4年度より収税課に移管した過年度分国保税の徴収業務について、同課と緊密に連携し、徴収業務の効率化を図る。 積極的な財産調査を実施し、その結果による滞納処分として差押を行う。また、調査の結果、生活困窮者と判断される者には執行停止措置を講じるほか、分納不履行者への催告・戸別訪問を行うなどの対応を実施する。	通年	
② 短期被保険者証、資格証明書の交付	滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や資格証明書を交付する。	継続	収税課と連携し、滞納者との折衝のため、短期被保険者証の交付や、担税力がありながら納税しない滞納者には資格証明書を交付する。	通年	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
③ 口座振替の原則化	納め忘れのない口座振替利用の積極的な勧奨を行う。 また、ペイジー口座振替受付サービスを活用し、口座振替利用者の増加を図る。	継続	加入手続きや被保険者証交付にかかる対応時に、積極的に口座振替の利用を勧奨する。 また、滞納者との納税相談時にも口座振替の利用を促す。	通年	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(3) 医療費適正化対策事業					
① レセプト点検の充実	医療機関等のレセプト（診療報酬明細書）や柔道整復施術療養費・あはき（あん摩マッサージ・はり・きゅう）療養費の支給申請書の内容や資格を千葉県国保連合会と市で審査（点検）する。	継続	医療機関等のレセプトや、柔道整復施術療養費・あはき療養費の支給申請書の内容や資格を審査した結果、内容に疑義がある場合は過誤調整や再審査請求、不当利得等の請求を行う。	毎月	
② 医療費通知	医療費の内訳を被保険者に通知する。	継続	医療費の適正化を図るため、令和5年1月～12月診療分の医療費の内訳を2回に分けて被保険者に通知する。保険者の負担額を知ってもらうことに加え、通院日数、一部負担額などについて被保険者自身に確認してもらうことで、不正受給の防止に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月～10月診療分 →翌1月送付 ・ 11、12月診療分 →翌3月送付 	
③ ジェネリック医薬品利用の促進	ジェネリック医薬品の利用を促進するための物品の配布や通知を行う。	継続	ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費抑制を図るため、ジェネリック医薬品希望カード兼保険証ケ	8月、2月	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
④ 第三者行為による給付に対する求償	交通事故等の第三者（加害者）から受けた傷害などの治療費は、原則として第三者（加害者）が負担すべきものであることから、交通事故等の第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。 また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。	継続	<p>一スの配布を行う。 ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額の通知を行い、ジェネリック医薬品への切り替えを推進する。</p> <p>交通事故等の第三者行為の治療の場合、届出が必要である旨の周知を行い、窓口等で説明する。 第三者行為の届出があったものについては、加害者側に適正に求償を行う。 また、第三者行為が疑われるレセプトが抽出された場合、対象者に負傷原因の調査を行うことで第三者行為の発見に繋げる。</p>	7月、 11月、 3月	

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(4) 保健事業の推進 ① 特定健康診査・特定保健指導の推進	平成30年度から令和5年度までを期間とした第3期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施する。	継続	メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣を改善するための受診環境の整備を行う。 特定健康診査未受診者へは、勧奨通知を送付し、受診を促す。	通年	
② 短期人間ドック受検費用の助成	生活習慣病等の疾病の早期発見・早期治療及び健康意識向上のため、費用の10分の7に相当する額の助成（最大25,000円）を行う。	継続	左に同じ	通年	
③ 保健指導事業の推進	健康増進課などの関係部署と連携し、健康管理に関わる事業検討を行う。地区医師会・歯科医師会などの関係機関と協議し、糖尿病性腎症重症化予防プログラムの事業を実施する。	継続	左に同じ	通年	
④ 次期データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画の策定	令和5年度をもって第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定	新規	左に同じ		

事 項	内 容	新規 継続	主 な 事 業 実 施 予 定		
			事 項 詳 細	実施月等	評 価
(5) 普及啓発事業の推進	健康診査等実施計画が終期を迎えるため、令和6年～11年を計画期間とする次期計画を策定する。				
	市広報誌「市政だより」やホームページ、パンフレット配布を活用して、国民健康保険制度の趣旨、財政状況、疾病予防などについての周知を行う。	継続	左に同じ	通年	
(6) 適正な国民健康保険税のあり方の検討	令和4年度に国保年金課窓口に設置したデジタルサイネージを活用し、特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。	新規	国保年金課窓口に設置したデジタルサイネージを活用し、来庁者の待ち時間に特定健診や歯科口腔保健などの普及啓発を図る。	通年	
	千葉県国民健康保険運営方針による千葉県標準保険料率及び国保事業費納付金等に基づき、国民健康保険税の課税方式、税率などのあり方を引き続き検討する。	継続	左に同じ		

データヘルス計画及び特定健診実施計画の策定について

令和5年度は、計画年度を令和6年度から11年度とする第3期四街道市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期四街道市国民健康保険特定健康診査等実施計画の策定年度にあたります。

当計画につきましては、次年度に諮問させていただいた上で内容につきまして協議いただく予定です。

データヘルス計画とは

特定健診の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報から、保険者（四街道市）の現状を把握し、課題を明確にすることで、その課題解決のための保健事業を計画するものです。

計画の策定により、被保険者の健康増進を効果的、効率的に実施することで、医療費の適正化および削減を目指します。

現在、計画に基づいて実施している事業としては「ジェネリック差額通知作成委託」や「糖尿病性腎症重症化予防事業」等があります。

特定健診実施計画とは

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳から74歳の被保険者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）を実施することが、医療構造改革における医療保険者の役割として義務付けられました。

この計画において、高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び19条に定められている特定健康診査等実施計画に記載すべき事項について、本市の目標を定めます。

協議会の役割

計画の策定にあたっては、事業内容や目標値などについて委員の皆さまから率直なご意見をいただきたいと思いますと考えております。

今後のスケジュール（予定）

令和5年7月	第1回	計画の諮問
令和5年11月	第2回	計画骨子の協議
令和6年1月	第3回	計画案の協議
令和6年2月	第4回	計画の答申

保険料(税)率の状況(令和4年度)

保険者名	料・税 の区分	料(税)率改定年度											
		医 療				後 期				介 護			
		所得割	資産割	均等割	平割等	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千葉市	料	R4	—	R4	R4	R4	—	R4	R4	R4	—	R4	R4
銚子市	料	H24	R4 (廃止)	H24	H24	H20	—	H20	—	R4	—	R4	—
市川市	税	H20	—	H20	H16	H27	—	H27	—	H27	—	H27	—
船橋市	料	H20	—	R4	—	H20	—	H30	—	H15	—	H15	—
館山市	税	H30	—	H30	H30	H30	—	H30	—	H30	—	H30	—
木更津市	税	H30	—	H20	H20	H20	—	H20	—	H20	—	H20	—
松戸市	料	H21	—	H21	H21	H21	—	R4	—	H17	—	H17	—
野田市	料	R元	—	R3	R2	R2	—	R2	—	R2	—	R2	—
茂原市	税	R3	—	R元	R3	H20	—	H20	—	H17	—	H17	—
成田市	税	H28	—	H28	H28	H28	—	H28	—	H28	—	H28	—
佐倉市	税	H20	—	H20	H18	H20	—	H20	—	H18	—	H18	—
東金市	税	R元	—	R元	R元	R元	—	H22	—	R元	—	R元	—
習志野市	料	R4	—	R4	H20	R4	—	R4	—	R4	—	R4	—
柏市	料	R2	—	R2	H29	R2	—	R2	—	R2	—	R2	—
勝浦市	税	R3	—	R3	R3	H30	—	H30	H30	H30	—	H30	H30
市原市	料	H30	—	H30	H29	H30	—	H30	—	H30	—	H30	—
流山市	料	H20	—	H21	H14	H28	—	H28	—	H28	—	H18	—
八千代市	料	H20	—	H20	H20	H27	—	H27	H27	H27	—	H27	—
我孫子市	税	H20	—	H20	H18	R3	—	R3	—	R3	—	R3	—
鴨川市	税	H26	—	H26	H19	H26	—	H26	—	H26	—	H26	—
鎌ヶ谷市	料	H20	—	H20	H20	H28	—	H28	—	H17	—	H15	—
君津市	税	H29	—	H25	H21	H21	—	H25	—	H21	—	H21	—
富津市	税	H30	—	H30	—	H30	—	H23	—	H30	—	H23	—
旭市	税	H26	—	H26	H26	H26	—	H20	—	H26	—	H26	—
いすみ市	税	H30	—	H30	R元	H30	—	H30	—	H30	—	H30	—
匝瑳市	税	H22	—	H24	H24	H22	—	H22	—	H22	—	H22	—
南房総市	税	H30	—	H30	H30	H30	—	H30	—	H30	—	H30	—
香取市	税	H21	—	H19	H19	H20	—	H20	—	H19	—	H19	—
山武市	税	H30	—	H30	H30	H30	—	H30	—	H30	—	H30	—
浦安市	税	H29	—	H29	H25	R4	—	R4	—	R元	—	R4	—
四街道市	税	R2	—	R2	R2	R2	—	R2	—	R2	—	R2	—
八街市	税	H28	—	H28	H28	H28	—	H28	—	H28	—	H28	—
富里市	税	H20	—	R元	R元	H20	—	H20	—	H15	—	H15	—
白井市	税	H22	—	H22	H15	H20	—	H20	—	H22	—	H15	—
印西市	税	H23	—	H23	H23	H23	—	H20	—	H23	—	H19	—
大網白里市	税	R4	—	R4	R4	R4	—	R4	—	R4	—	R4	—

保険者名	料・税 の区分	料(税)率改定年度											
		医 療				後 期				介 護			
		所得割	資産割	均等割	平割等	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
袖ヶ浦市	税	R4	—	H25	H22	R4	—	H25	—	R4	—	H25	—
酒々井町	税	H18	—	H20	H18	H20	—	H20	—	H18	—	H18	—
栄町	税	H24	—	H20	H17	H20	—	H20	—	H17	—	H17	—
神崎町	税	H29	—	R3	R3	H29	—	R3	—	H19	—	R3	—
多古町	税	R元	—	H23	H23	H23	—	H23	—	H23	—	H23	—
東庄町	税	H20	—	H21	H22	H22	—	H22	—	H17	—	H22	—
九十九里町	税	H30	—	R元	H30	H30	—	R元	—	H30	—	R元	—
芝山町	税	R元	—	R元	R元	R元	—	R元	—	R元	—	R元	—
一宮町	税	R4	—	H25	H23	H25	—	H25	—	H25	—	H25	—
睦沢町	税	R元	—	R元	R元	R元	—	R元	—	R元	—	R元	—
長生村	税	H28	—	H20	H26	H26	—	H28	—	H28	—	H28	—
白子町	税	H20	—	H24	H24	H23	—	H23	—	H18	—	H18	—
長柄町	税	H24	—	R2	R2	H26	—	R2	—	H26	—	R2	—
長南町	税	H24	—	H27	H25	H24	—	H27	—	H24	—	H27	—
大多喜町	税	R元	—	H30	H30	H30	—	H25	—	H30	—	H30	—
御宿町	税	H30	—	R元	H30	H30	—	H30	R元	H30	—	H30	R元
鋸南町	料	R元	—	R元	R元	R元	—	R元	—	R元	—	H30	—
横芝光町	税	R元	—	R元	R元	R元	—	R元	—	H25	—	H25	—

千葉県国保事業充実強化推進協議会作成「令和4年度版 保険料(税)に関する実態調査表」より

改定年度 R4 千葉市、銚子市、船橋市、松戸市、習志野市、浦安市、大網白里市、袖ヶ浦市、一宮町

R3 野田市、茂原市、勝浦市、我孫子市、神崎町

R2 野田市、柏市、四街道市、長柄町

R1 野田市、茂原市、東金市、いすみ市、浦安市、富里市、九十九里町、多古町、芝山町、睦沢町、大多喜町、鋸南町、横芝光町

H30 船橋市、館山市、勝浦市、市原市、富津市、いすみ市、南房総市、山武市、九十九里町、大多喜町、御宿町、鋸南町

千葉県内市町村における令和5年度保険料率の改定予定

回答	件数
変更を検討中(引き上げ)	6
変更を検討中(引き下げ)	0
据え置き	26
据え置き(予定)	17
その他	5
合計	54

